

一 般 質 問 通 告 書					
提 出 年 月 日	令和5年11月14日	議席番号	8	氏 名	坪井久行
相楽広域行政組合議会議長 様		受 理	令和 5年11月14日 11時53分		
質 問 事 項	質 問 要 旨				
(1) 相楽会館建替えに伴う整備について	(1) 本来、相楽の福祉センター的機能を有する相楽会館の建替えについては、貸館業務は諸事情から廃止されるとはいえ、これまで1階部分で行ってきた「休日応急診療所」や「消費生活センター」及び「聴覚言語障害センター」等については、これまでの機能を維持するとともに、さらに充実されるように、相楽の住民は期待している。関係団体からは建替えに際して様々な要望が出され、本組合議会及び精華町議会でも議論されてきた。特に、 ① 聴覚言語障害センターについては、 ア) 相談室について、個人のプライバシー保護のために、専有の空間を確保すること。 イ) 正確な聴力測定のできる「防音室」の確保。 ウ) 聴覚障害者が集い、活動できるスペースの確保。 ② 休日応急診療所については、感染症対策として、プライバシーを確保し、患者の動線の分離等を図ること。 ——などが要望されている。 こうした要望に対して、理事者からは、令和5年2月定例会で、「一定の方向性を示しつつ、利害関係者等で十分な意見調整を図りながら、それぞれが知恵を出してどういうものをつくっていくことができるかということを真剣に議論する場を設定していきたい」との答弁だったが、その後、真剣に議論する場がどのように行われ、整理されてきたか、伺う。 (2) 相楽会館建替え工事中における各機能の活動場所をどのように保障するのか。今年度7月の全員協議会においては、「事務局や消費生活センターは、し尿処理施設の事務所への移転、休日応急診療所は、一旦診療ができ、可能な限り公共施設を確保できるような公共施設の活用を考える」との答弁だった。聴覚言語障害センターの場所も含めて、もう少し、明確にご答弁いただきたい。 この間の相楽関係団体の人口格差の増大に伴い、東部3町村の運営負担金の割合の軽減など、相楽全体での負担金割合の見直しを検討されてはいかがか、見解を伺う。				
(2) 相楽会館の運営負担金割合の見直しについて					